

介護保険における

# 県北医療圏 退院調整ルール



平成28年12月から運用開始します。

**退院調整ルール**とは、

入院患者さんが退院する際に、必要な介護保険サービスをスムーズに受けられるようにするための連携のしくみです。

病院とケアマネジャーが協力して、退院にむけての話し合いや介護サービスの調整を準備します。

## 退院調整のルールの流れ

〇〇さんが  
入院しました。



病院スタッフ

〇〇さんが  
そろそろ退院です。



入院の連絡

入院中の様子

退院調整

退院

〇〇さんの  
自宅での様子  
をお伝えします。



担当ケアマネジャー

自宅での生活のための  
サービスの調整を  
始めますね。



## ～ 皆さまにお願いしたいこと ～

### ○入院したらケアマネジャーへ連絡しましょう!!

ご本人やご家族は、なるべく早く担当ケアマネジャーに連絡してください。



### ○「入院時セット」として以下のものをまとめておきましょう。

医療保険証・介護保険証  
お薬手帳・かかりつけ医の診察券  
担当ケアマネジャーの名刺



介護保険認定を受けていない方もご安心ください。

状態により介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャー、市町村が連携して支援します。



県北医療圏退院調整ルールに関する問い合わせ先

県北保健福祉事務所 保健福祉課 高齢者支援チーム Tel024-534-4156

市町村の窓口 問い合わせ先

国見町 保健福祉課 長寿介護係 Tel024-585-2125

\* 詳細は、県北保健福祉事務所と県北の各市町村のホームページに掲載しております。